

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 24 年 5 月 31 日改正）の施行に向けた取り組みについて

資源集団回収における古紙等の資源物の持ち去り行為を防止するため、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）が委員会提案により改正され、資源物等の持ち去り対策が規定されました。

改正条例の施行に向けた取組状況について、ご報告いたします。

1 規則の整備等

(1) 条例より委任を受けた事項

- ア 資源集団回収を実施する団体の登録手続等を「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」（以下、「規則」という。）に規定します。なお、現登録団体については、負担軽減のため、届出の簡素化を図りません。
- イ 持ち去りを行った者に対する、持ち去りの禁止命令は、禁止命令書により行う旨、規則に規定します。
- ウ 改正条例の施行日を定める規則を制定し、施行日を平成 25 年 4 月 1 日とします。
なお、罰則については、周知期間等を設けるため、施行日を平成 25 年 7 月 1 日とします。

(2) 意見公募

規則の改正案に広く御意見を伺うため、平成 24 年 10 月 15 日から 11 月 13 日まで意見公募を実施しました。
意見公募の結果として、罰則の規定に関する御意見を 5 件、その他事務手続き等に関する御意見を 2 件、合計で 7 件の御意見をいただきましたが、規則の改正案の内容に関するものはありませんでした。

2 改正条例施行に伴う取組

(1) 回収場所等の表示

資源集団回収の回収場所を明確にするため、全ての回収場所に資源集団回収団体名等を明示します。

(2) 条例・規則の改正内容に関する広報

- ア 自治会町内会の回覧等での広報を行います。（25 年 1 月）
- イ 広報よこはま、当局ホームページ、地域紙等への掲載を行います。（25 年 2 月）
- ウ 全ての登録回収業者を対象に説明会を開催します。（25 年 2 月）
- エ 市内約 6 万 8 千箇所の行政回収を行っている全ての集積場所において、罰則適用等について記載したステッカーを貼付します。（25 年 3 月）
- オ 収集車両からの音声による案内を行います。（25 年 3 月）

(3) パトロールの強化

持ち去りの頻発しているエリアを中心に、パトロール体制を強化します。

【参考】

1 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改正概要

(1) 定義（第2条）

「資源物」及び市の制度として実施している「資源集団回収」を定義

(2) 廃棄物の持ち去りの禁止等（第25条の4関係）

行政回収によるすべての廃棄物及び資源集団回収により集められる資源物（古紙・古布等）の持ち去りの禁止と、持ち去り行為者に対する禁止命令を規定

(3) 報告の徴収等（第48条）及び立入調査（第49条）

条文を一部改正して、必要と認める者に対する質問及び車両への立入を規定

(4) 罰則（第51条）

(2)の命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処することを規定

(5) 両罰規定（第52条）

法人の業務に関して違反行為があった場合、行為者のほか、当該法人も罰則を適用

(6) 条例の施行日（附則）

条例は規則で定める日から施行

2 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則改正案の概要

(1) 資源集団回収の登録申請（第2条の2関係）

資源集団回収の登録を受けようとするものは、団体登録申請書及び回収場所申出書を市長に提出すること

(2) 禁止命令書（第8条の2のイ）

条例第25条の4第3項の命令に違反し、持ち去りを行った者への禁止命令は、書面（禁止命令書）により行うこと